

# 学校いじめ防止基本方針

津島市立高台寺小学校

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織と役割

### (1) いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等で組織を構成し、対応する。必要に応じて、スクールカウンセラー等を加え、組織として対応する。

### (2) 「いじめ防止対策組織」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、学校評価結果や学年の日々の取り組み等を発信する。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報が入った場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

### 3 いじめの防止・対応に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりを学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がける。学校教育活動の中で、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、互いを認め合い、よりよい人間関係を育むことができるよう配慮し、指導する。

ア 毎週火曜日の長い休み時間の異学年交流活動により、他者とのかかわりを深め、自己有用感を高める。

イ すべての児童が参加できる授業場面をつくり、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

オ 授業中の規律（チャイム着席・姿勢・発表の仕方、聞き方）を徹底する。

#### (2) いじめの早期発見の取組

いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、観察を行うことで、児童の小さな変化を見逃さないように大勢の目で見守る。

ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年2回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話や、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

エ すべての教員が公開授業を行い、お互いの授業を参観し合う機会を位置づけ、わかる授業づくりに努める。児童の授業の様子を観察し、早期発見に取り組む。

#### (3) いじめに対する措置

正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組み（学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担する）、児童への指導・支援を行う。事案によっては、様々な専門機関と協力し、対応する。

ア いじめに関する相談を受けた際には、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。児童が安心して教育を受けることができるよう、保護者と連携を図りながら支援する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や保護者への助言を行う。加害児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけること、生命、身体、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さ

ない集団づくりを行う。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

キ 保護者との連携については、家庭訪問（加害、被害とも）等により、事実関係を伝えるとともに、今後の連携方法について話し合う。事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

#### **4 重大事態への対応**

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

#### **5 学校の取組に対する検証・見直し**

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組について見直し、実効性のある取組となるよう努める。

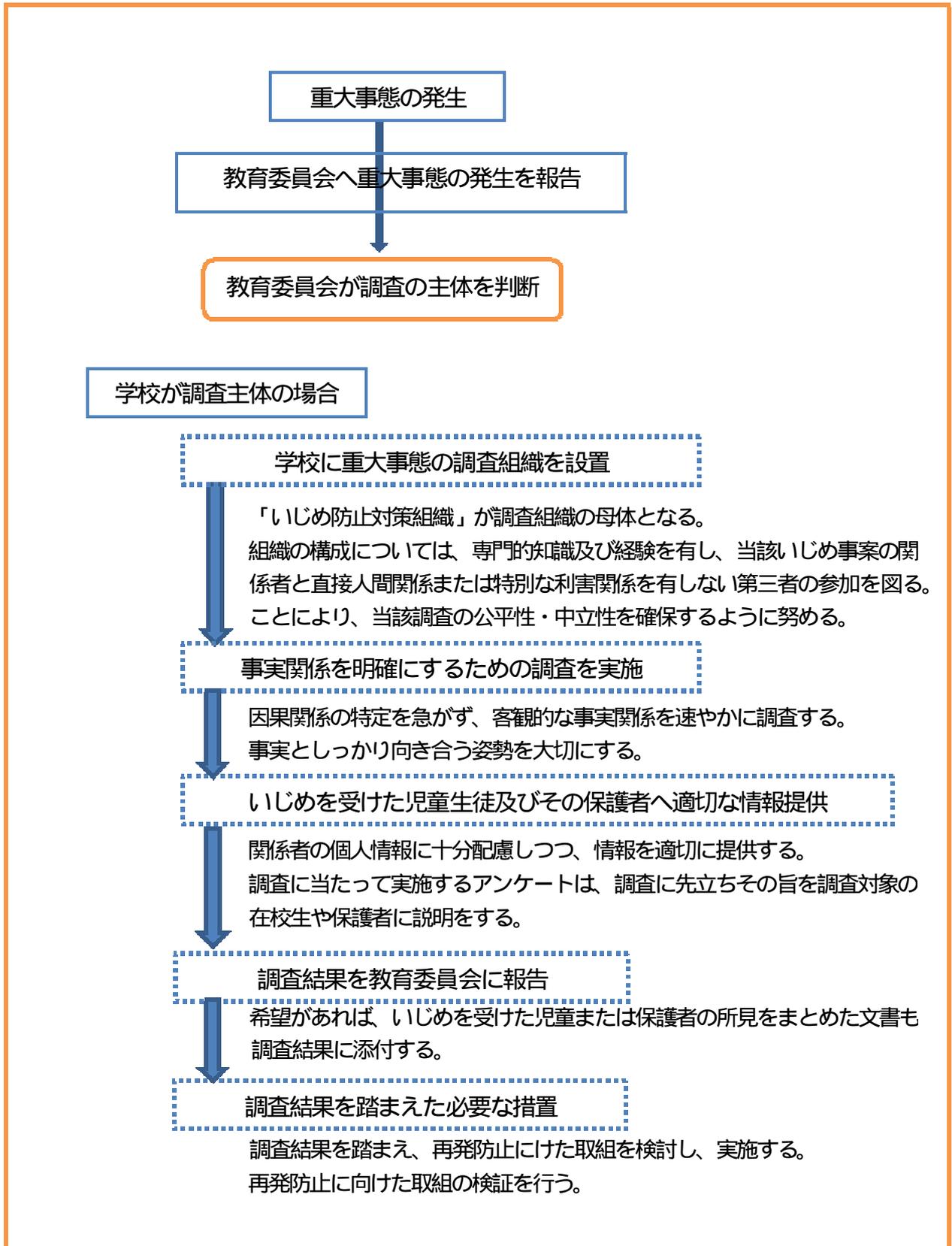
(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会ではじめに関する取組の検証を行う。

#### **6 その他**

(1) 「学校いじめ基本方針」はホームページに掲載する。

(2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 【重大事態の対応フロー図】



<参考資料 取組の年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	「学校いじめ基本方針」の内容の確認	相談室やSCの児童、保護者への周知 学級開き、学年開き 保健指導（心と体の成長） 一年生を迎える会	いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 身体測定	P T A総会 学級懇談会
5月	現職研修			校内ごみ0運動
6月		「ふれあい集会」（異学年集団活動）	「心のアンケート（いじめアンケート）」 教育相談週間	家族ふれあい教室 公開授業
7月	全教職員による「取組評価アンケート」の実施 検証			個人懇談会 保護者への学校評価アンケート
8月	中間評価 検証		校外指導	夏祭り
9月		運動会	身体測定	
10月	現職研修		「心のアンケート（いじめアンケート）」	学校評議員への学校行事・授業の公開
11月		「ふれあい集会」（異年齢集団活動） 学習発表会	教育相談週間	
12月	全教職員による「取組評価アンケート」の実施 検証	人権週間 赤い羽根募金活動 作品展	校外指導	個人懇談会 保護者への学校評価アンケート
1月		福祉実践教室 保健指導（命の大切さ） 情報モラル指導（ネットモラル）	身体測定 「心のアンケート（いじめアンケート）」 教育相談週間	
2月	自己評価	1/2 成人式（小4年）		学級P T A
3月	学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	6年生を送る会 ふれあい給食	身体測定	学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年	校内のいじめに関する情報の収集 対応策の検討	集会における校長講話 道徳教育、体験活動の充実 分かる授業の充実 ふれあい遊び（異学年交流活動）	健康観察の実施 SCによる相談	あいさつ運動（週に1回）

いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。